

東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱

平成 18 年 4 月 1 日
17財経総第 1543 号

改正 平成 18 年 10 月 31 日
18財経総第 1076 号

第 1 目的

この要綱は、都における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、知事が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等（第 2 に定める取扱をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 取扱の範囲

- 1 有資格者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する場合は、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
また、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。
- 2 有資格者が別表の 4 の(1)アに該当する場合で、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に掲げる者を関与させるなど極めて悪質と認められるときは、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

第 3 手続き等

- 1 財務局長は、東京都契約事務協議会（以下「協議会」という。）の協議を経て、指名停止等を行うものとする。
ただし、有資格者が別表の 1 又は 4 の(1)に該当するとき、その他特に必要があるときは、財務局長は、協議会の協議を経ることなく、当該有資格者について、協議会の協議を経るまでの間、指名停止を行うことができる。

- 2 第2の2の規定による競争入札参加資格の取消は、極めて悪質と認められる事実を確認した場合に行うものとする。
- 3 指名停止が行われたときは、契約担当者等（東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第7条に定める者をいう。以下同じ。）は、停止期間が満了するまで、当該指名停止の有資格者を指名してはならない。
- 4 契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者又は第2の2の規定により競争入札参加資格を取り消されている者が、東京都が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

第4 対象の特例等

- 1 別表の2又は3の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。
 - (1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行役員を含む。）をあてている場合
 - (2) 部門別格付、社内責任体制のあり方を総合的に勘案して、前記に準じると認められる場合
- 2 別表の2、3又は4の(6)の取扱要件により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、指名停止を行うものとする。
- 3 別表の4の(1)又は(2)の取扱要件により指名停止等の対象となる有資格者又は指名停止等の取扱を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合、又は指名停止等の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止等の取扱を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ取扱要件により移行先の有資格者に対しても指名停止等を行うことができる。
- 4 都が発注した工事において、別表の4の(1)の取扱要件により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。
- 5 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止を行うものとする。
- 6 事業協同組合等に対し、指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者であ

る構成員に対しても、指名停止を行うことができる。

- 7 5 及び 6 の規定により構成員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

第5 期間

- 1 有資格者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。
- 2 有資格者が一の事案により別表各号の取扱要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる取扱要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
- 3 既に指名停止期間中の有資格者が、別表各号に掲げる取扱要件に該当することになった場合は、その時点から重複して、当該取扱要件に定める期間について指名停止を行うものとする。
- 4 次の各号の一に該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。
 - (1) 有資格者が、別表の 1 又は別表の 4 の(3)の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後 3 年を経過するまでの間に、再び、いずれかの取扱要件に該当することとなったとき。
 - (2) 有資格者が、別表の 3 の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後 3 年を経過するまでの間に、再び、同表の 3 に該当することとなったとき。
 - (3) 有資格者が、別表の 4 の(1)又は(2)の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後 3 年を経過するまでの間に、再び、いずれかの取扱要件に該当することとなったとき。
 - (4) 有資格者が、別表の 4 の(4)の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後 3 年を経過するまでの間に、再び、同表の 4 の(4) に該当することとなったとき。
 - (5) 別表の 4 の(1)から(5) までに該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
 - (6) その他特に必要であると認められるとき。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

- (1) 別表の 2 又は 3 に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
- (2) その他特に必要があると認められるとき。
- 6 悪質な事由あるいは斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
- 7 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 8 第 4 の 2 の規定による下請負人の指名停止の期間は、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。
- 9 第 1 1 の規定による報告等を怠った場合は、当該有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 10 第 2 の 2 の規定による競争入札参加資格の取消期間は、逮捕又は起訴を知った日から 2 年とする。

第 6 通知

- 1 第 2 の 1 及び第 4 の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式 1 により、通知するものとする。
- 2 第 5 の 7 及び第 5 の 9 の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式 2 により、通知するものとする。
- 3 第 10 の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式 3 により、通知するものとする。
- 4 第 2 の 1 の規定により注意の喚起を行うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式 4 により、通知するものとする。
- 5 第 2 の 2 及び第 4 の 3 の規定により競争入札参加資格の取消を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式 5 により通知するものとする。
- 6 前各項の通知を受けた者は、財務局長に対して通知内容についての説明を求めることができる。
- 7 前項の説明を求められたときは、財務局長はこれに応じなければならない。

第 7 苦情申立て

- 1 第 6 の 7 の規定による説明に苦情がある者は、別記様式 6 により財務局長に対して、苦情を申し立てることができる。
- 2 前項の苦情申立て（以下「苦情申立て」という。）は、次に掲げる期間内に行われな

なければならない。

- (1) 指名停止及び注意 当該指名停止及び注意を行った日の翌日から起算して
10日以内（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、
同月3日、日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）
 - (2) 競争入札参加資格の取消 当該競争入札参加資格取消通知の日の翌日から起算
して30日以内（休日を除く。）
- 3 財務局長は、苦情申立てがあったときは、別記様式7により速やかに回答するものとする。
 - 4 財務局長は、2の規定による苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその苦情申立てを却下することができるものとする。
 - 5 財務局長は、3の規定による回答をする場合は、第8の1の規定による再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。
 - 6 財務局長は、3の規定による回答をした場合は、速やかに苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

第8 再苦情申立て

- 1 第7の3の規定による回答に苦情がある者は、別記様式6により、財務局長に対して再苦情申立て（以下「再苦情申立て」という。）をすることができる。
- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行われなければならない。
 - (1) 指名停止及び注意 第7の3の規定による回答の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）
 - (2) 競争入札参加資格の取消 第7の3の規定による回答の日の翌日から起算して30日以内（休日を除く。）
- 3 財務局長は、再苦情申立てがあったときは、苦情申立ての回答書、再苦情申立書及び関係書類を東京都入札監視委員会に提出し、審議を依頼するものとする。
- 4 財務局長は、再苦情申立てを行った者に対し、東京都入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、別記様式7により回答するものとする。
- 5 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 再苦情申立ての趣旨を認めなかった場合にあっては、その旨及び理由

(2) 再苦情申での趣旨を認めた場合にあっては、その旨及びこれに伴い財務局長が講じようとしている措置の概要

- 6 財務局長は、再苦情申立てに対し、2の規定による再苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその再苦情申立てを却下することができるものとする。
- 7 財務局長は、4の規定による回答をした場合は、速やかに再苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

第9 指名停止等の公表

- 1 第2の1及び第4の規定により指名停止を行ったとき、又は第2の2及び第4の3の規定により競争入札参加資格の取消を行ったときは、別記様式8により、有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。
- 2 第5の7及び第5の9の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。
- 3 第10の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

第10 指名停止の解除

指名停止期間中の有資格者が、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

第11 報告等

- 1 別表の4の(1)又は(2)の取扱要件により指名停止等の取扱を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡により、指名停止等の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、当該有資格者から遅滞なく、別記様式9により届け出させるものとする。
- 2 都が発注した工事において、別表の4の(1)の取扱要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、当該有資格者に役員の兼職について別記様式10により報告させるものとする。

第12 指名停止の特例

契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等か

らみて、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名停止の取扱としないことができる。

附 則（１７財経総第１５４３号）

- 1 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（１８財経総第１０７６号）

- 1 この要綱は、平成１８年１０月３１日から施行する。

別 表

取 扱 要 件	期 間
1 贈賄 (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が東京都職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。） (2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における東京都以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における、東京都以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における東京都以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は起訴を知った日から 12月以上24月以内 （標準24月） 9月以上24月以内 （標準18月） 6月以上18月以内 （標準12月） 逮捕又は起訴を知った日から 6月以上18月以内 （標準12月） 4月以上12月以内 （標準9月） 3月以上9月以内 （標準6月） 逮捕又は起訴を知った日から 4月以上12月以内 （標準9月） 3月以上9月以内 （標準6月） 1月以上5月以内 （標準3月） 逮捕又は起訴を知った日から 4月以上12月以内 （標準9月） 1月以上6月以内 （標準4月） 1月以上3月以内 （標準2月）

取 扱 要 件	期 間
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等 (1) 東京都発注の契約（公営企業局分を含む。以下同じ。）履行上の事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合 (2) (1)の東京都発注の契約以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合 (3) 「労働安全衛生法（昭和47年法律第150号）」違反の容疑により起訴された場合	2 月以上 6 月以内 （標準4月） 1 月以上 3 月以内 （標準2月） 1 月以上 3 月以内 （標準2月） 1 月以上 5 月以内 （標準3月） 1 月以上 3 月以内 （標準2月）
3 契約履行成績不良等 (1) 東京都発注の工事契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合 ア 40点未満 イ 40点以上50点未満 ウ 50点以上55点未満 エ 55点以上60点未満 (2) 東京都発注の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合 (3) その他東京都発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1 月以上 1 2 月以内 （標準9月） （標準6月） （標準3月） （標準1月） 1 月以上 1 2 月以内 （標準9月） 1 月以上 6 月以内 （標準3月） （不正軽油の継続使用は標準1月）
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為 (1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反した容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 東京都発注の契約に関するもの イ 東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	逮捕又は起訴を知った日から 6 月以上 2 4 月以内 （標準12月） 4 月以上 1 2 月以内 （標準6月） 2 月以上 6 月以内 （標準3月）

取 扱 要 件	期 間
(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し（(1)の場合を除く。）契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 東京都発注の契約に関するもの イ 東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3 月以上 1 2 月以内 （標準 6 月） 2 月以上 1 2 月以内 （標準 4 月） 1 月以上 6 月以内 （標準 2 月）
(3) 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）」に違反（契約に関わるもの）し契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 東京都発注の契約に関するもの イ 東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3 月以上 1 2 月以内 （標準 6 月） 2 月以上 1 2 月以内 （標準 4 月） 1 月以上 6 月以内 （標準 2 月）
(4) 「建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合 ア 東京都発注の契約に関するもの イ 東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3 月以上 9 月以内 （標準 4 月） 2 月以上 6 月以内 （標準 3 月） 1 月以上 3 月以内 （標準 2 月）
(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 東京都発注の契約に関するもの イ 東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3 月以上 1 2 月以内 （標準 6 月） 2 月以上 1 2 月以内 （標準 4 月） 1 月以上 6 月以内 （標準 2 月）
(6) 前 5 項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失ついたと認められる場合 ア 税法違反（法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）違反、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）違反、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）違反、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 1 2 年条例第 2 1 5 号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反 イ ア以外のその他違法行為等	1 月以上 9 月以内 （標準 2 月） （標準 1 月）

取 扱 要 件	期 間
5 入札参加における虚偽記載等 東京都発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1 月以上 9 月以内 （標準 3 月）
6 入札参加資格申請における虚偽申請 東京都の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1 月以上 1 2 月以内 （標準 6 月）
7 不誠実な行為 落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1 月以上 1 2 月以内 （標準 6 月）
8 その他不正な行為 4 に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1 月以上 1 2 月以内

別記様式 1

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都知事

○ ○ ○ ○ 

指 名 停 止 通 知 書

下記のとおり、東京都（公営企業局を含む。）が実施する指名競争入札において指名停止を決定したので通知します。

記

1 指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 指名停止の理由

○ ○ ○ ○ ○

（東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱別表の○の（○）の○に該当）

- 1 上記指名停止の理由が、別表の4の(1)又は(2)に該当する場合で、合併、会社分割、営業譲渡により、指名停止の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、別記様式9により速やかに届け出ること。
- 2 上記指名停止の理由が、都発注工事で別表の4の(1)に該当する場合は、別記様式10により速やかに報告すること。
- 3 この決定に苦情がある場合は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱により、東京都知事に対して苦情を申し立てることができる。

別記様式 2

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等
代 表 者 氏 名 様

東京都知事

○ ○ ○ ○ 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付(文書番号)をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 当初の指名停止期間

○月(年 月 日から 年 月 日まで)

2 変更後の指名停止期間

○月(年 月 日から 年 月 日まで)

3 期間変更の理由

別記様式 3

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等
代 表 者 氏 名 様

東京都知事

○ ○ ○ ○ 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止を解除したので通知します。

記

1 指名停止を解除する日

年 月 日

2 解除の理由

別記様式 4

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等
代 表 者 氏 名 様

東京都知事

○ ○ ○ ○ 印

注 意 書

下記のとおり、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱第2の1に基づき、注意します。

記

・ 注意の理由

○ ○ ○ ○

(東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱別表の○の(○)の○に該当)

この決定に苦情がある場合は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱により、東京都知事に対して苦情を申し立てることができる。

別記様式 5

文 書 番 号

年 月 日

有資格者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都知事

○ ○ ○ ○ 

競争入札参加資格取消通知

下記のとおり、東京都（公営企業局を含む。以下同じ。）の競争入札参加資格を取り消したので通知します。

記

1 競争入札参加資格の取消期間

2 年（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 取消の理由

○ ○ ○ ○

（東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱第 2 の 2 に該当）

3 留意事項

- 取消期間中は、東京都の競争入札参加資格申請はできません。
- 取消期間経過後、東京都の競争入札に参加を希望する場合は、競争入札参加資格申請が必要となります。

- 1 合併、会社分割、営業譲渡により、資格取消の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、別記様式 9 により速やかに届け出ること。
- 2 資格取消の原因となった役員又は使用人が、役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者がある場合は、別記様式 10 により速やかに報告すること。
- 3 この決定に苦情がある場合は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱により、東京都知事に対して苦情を申し立てることができる。

苦 情 ・ 再 苦 情 申 立 書

年 月 日

東京都知事 殿

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒
住所

商号又は名称
代表者氏名

印

- 1 申立てに係る措置
- 2 申立ての趣旨及び理由
- 3 申立ての年月日
 年 月 日

回 答 書

年 月 日

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒

住所

商号又は名称

代表者氏名

様

東京都知事

印

- 1 申立てに係る措置
- 2 申立ての趣旨及び理由
- 3 2の主張に対する回答

この苦情申立ての回答に苦情がある場合は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱により、東京都知事に対して再苦情を申し立てることができる。

指 名 停 止 等 一 覽

年 月 日

[illegible]

年 月 日

東京都知事 殿

本店所在地
会社名（継承元の会社名）
代表取締役氏名
（受付番号）

合併・会社分割・営業譲渡届

この度、弊社（商号又は名称）は、合併・会社分割・営業譲渡により、下記のとおり事業の承継がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 承継内容（会社名・組織名等）

承 継 元	承 継 先

2 承継日 年 月 日

上記、合併・会社分割・営業譲渡のうち、該当理由に○表示すること。

（添付書類）

- 1 登記簿の謄本（株式会社又は有限会社）
- 2 合併等契約書（又は計画書）
- 3 経過報告書

年 月 日

東京都知事 殿

本店所在地
会社名
代表取締役氏名
(受付番号)

役 員 等 兼 職 報 告 書

この度、下記案件につき発生した不祥事件に関連し、弊社社員が役員等(使用人は除く。)
として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を下記のとおり、関係書類
を添えて報告します。

記

1 案件名

2 調査対象社員 (逮捕又は起訴された社員)

役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所

3 上記社員の所属会社

フリガナ 商号又は名称	所 在 地	役職名

該当する所属会社が複数ある場合は、全て記載すること。

(添付書類)

- 登記簿の謄本 (報告会社自身と上記記載会社の謄本及び閉鎖謄本)